

📖 中国人民銀行による「クロスボーダー人民元業務関連問題の明確化についての通知」の公布について

2011年6月28日
第32号

企画部 調査課

2011年6月3日付で、中国人民銀行（PBOC）より「クロスボーダー人民元業務関連問題の明確化についての通知」（銀発〔2011〕145号 以下は、「通知」と略称）が公布された。「通知」は、クロスボーダー人民元決済関連業務のオペレーション事項について従来より一層明確にしたほか、個別案件で外商直接投資の申請手続を明らかにした。一方、クロスボーダー人民元決済に係わる人民元為替売買業務に対して管理を強化した。

クロスボーダー人民元決済試行の進展に伴い、資本項目下の人民元業務の開放進度がますます注目を集めている。域外直接投資（人民元ODI）に関して、今年1月にPBOCは関連通知¹を公布、域内機構による人民元建て域外直接投資試行が正式にスタートしている。その逆サイドの外商直接投資（人民元建てFDI）に関しては、個別案件でPBOCに対し申請が認められていたが、これまでPBOCから関連規定が公布されていなかった為、まだ個別申請の段階にとどまっていた。「通知」では、初めてPBOCより個別申請段階における外商直接投資申請手続が明文化された。これは、外商直接投資に関連する通知公布前の過渡的な措置と思われ、多くの観測報道によると今年中にPBOCより外商直接投資関連通知が公布される見通しである。

また、「通知」により、クロスボーダー人民元決済業務に係わる人民元為替売買業務に対する管理強化の動きが出てきた。「通知」は、域内エージェント銀行経由での域外参加銀行の人民元為替売買業務が貿易取引に限定された上、貿易取引相手が域内企業のみ、企業の支払実行日が域外参加銀行の人民元為替売買業務実行日から3ヶ月以内、人民元為替売買業務と貿易支払の取扱銀行が同一銀行でなければならない等、新規に各種制限が設けられた。これは、中国への資金流入加速の背景下、外貨流入・人民元転に対して管理を強化すると同時に、人民元建てのホットマネー流入を抑

¹ 「域外直接投資人民元決済試行管理弁法」（中国人民銀行公告[2011]第1号）、詳細内容は当行2011年1月18日付のBTMU（China）実務・制度ニュース・レター第23号をご参照。

<http://www.bk.mufg.jp/report/chi200403/311011801.pdf>

制するため、クロスボーダー人民元資金の流動に対しても管理強化の措置が取られたものと思われる。

このほか、「通知」は、域外機構の域内人民元決済口座の使用範囲、ユーザンス信用状、海外立替支払等幾つかの人民元業務は現行の外債管理に含まないこと、仲介貿易でも人民元建て決済が可能、等の関連事項も明確にした。

「通知」の主要内容は以下の通りである。

◆ 人民元建て外商直接投資関連

人民元建て外商直接投資関連に関しては、2011 年 1 月に商務部により公布された「外商投資管理工作の関連問題に関する通知」(商資函【2011】72 号)の中で、プロジェクト管理の角度から、以下の通り商務関連申請手続が明確にされている²。

五、域外投資者の人民元建て投資

慎重に監督管理を行うため、人民銀行と国家外貨局との協議の上、域外投資者がクロスボーダー貿易決済で取得した人民元及び域外で合法的に取得した人民元を以って対中投資(企業新設、既存企業の増資、域内企業の合併・買収及び域内企業への貸付等)を申請する場合、省レベルの商務主管部門は国家商務部(外資司)に先に報告し、商務部(外資司)より同意批准を得て、はじめて関連手続を進めることができる。批准文書で出資通貨と金額を明記しなければならない。

また 2011 年 3 月に国家外貨管理局より公布された「国家外貨管理局総合司によるクロスボーダー人民元資本項目業務操作関連問題を規範化することに関する通知」(匯総発[2011]38 号)では、商務部の批准文書取得後の、外管局における登記手続、入金届出、事前関連費用支払、出資検証、対外支払等資金管理関連手続について規定している。³

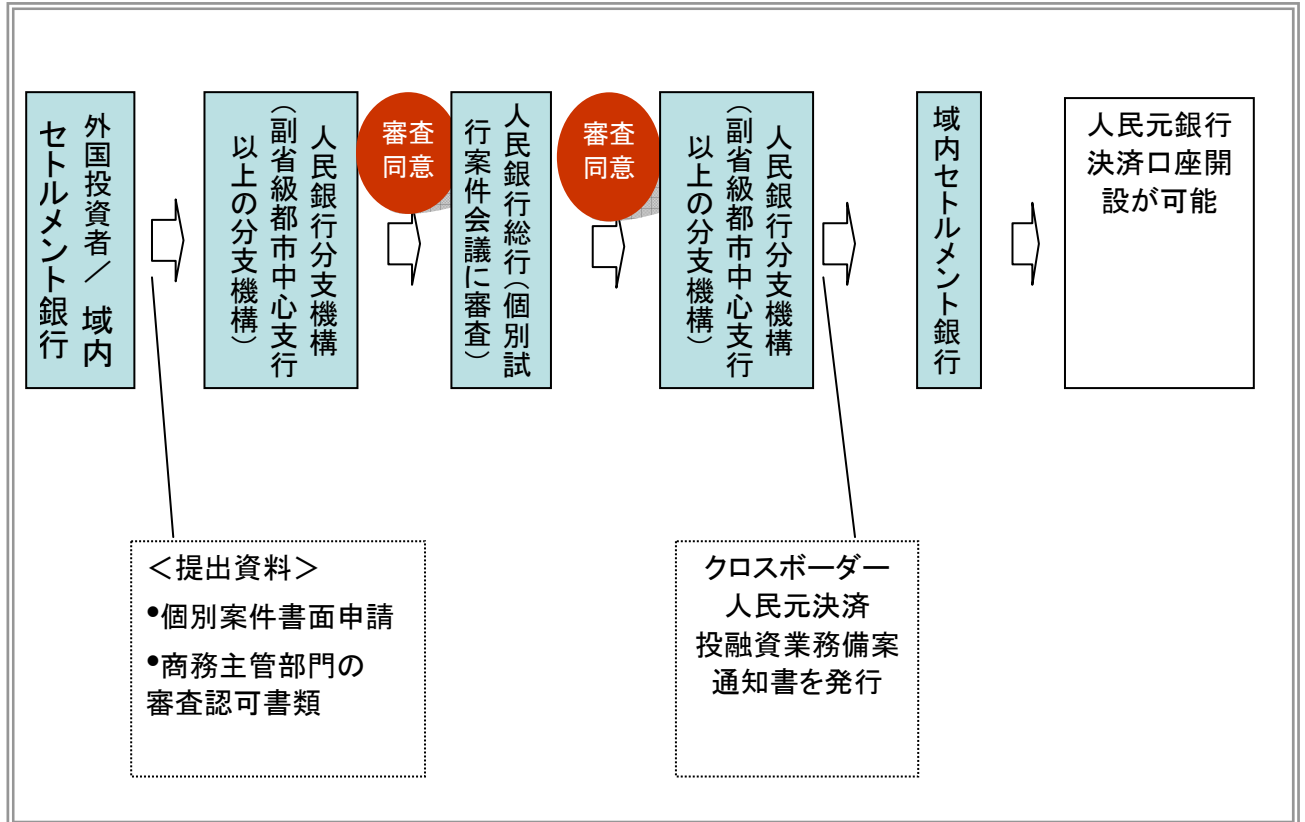
今般公布された「通知」は、初めて PBOC より個別案件での外商直接投資関連申請手続を明確に

² 詳細は当行2011年3月7日付のBTMU (China) 実務・制度ニュース・レター第26号をご参照。
<http://www.bk.mufg.jp/report/chi200403/311031001.pdf>

³ 詳細は当行2011年4月21日付のBTMU (China) 実務・制度ニュース・レター第29号をご参照。
<http://www.bk.mufg.jp/report/chi200403/311042101.pdf>

した。「通知」によると、個別案件での最終認可部門は中国人民銀行総行であるが、まず、地方レベルの PBOC⁴に申請手続を行う必要があるとしている。申請者には外国投資者と域内セトルメント銀行がいずれも認められている。具体的な申請手続フローは下記の図をご参照ください。

【人民元建て外商直接投資申請手続イメージ図】



「通知」に基づき、三菱東京 UFJ 銀行（中国）有限公司企画部調査課作成

また、「通知」は、人民元建て外商直接投資業務は、国家制限類と重点的コントロール類項目について暫定的に PBOC が受理しないと規定しているが、国家制限類と重点的コントロール類項目について詳細な基準を明確にしていけないので、その具体的な基準と範囲について更に当局に対して確認する必要がある。

◆人民元為替売買管理の規制強化

「通知」では、域内エージェント銀行と域外参加銀行間の人民元為替売買業務は貨物貿易項目下のクロスボーダー決済のみが認められるとし、人民元為替売買業務への管理が従来より強化された。従って、今後、域内エージェント銀行と域外参加銀行間のサービス貿易項目、その他の経常項

⁴現地の人民銀行副省級都市中心支行以上の分支機構のことを指す。

目及び資本項目下の人民元為替売買業務は行えなくなる。

【取引相手に係わる規制強化】	域外参加銀行は域内企業との貿易取引しか人民元為替売買業務が認められない。
【支払期限に係わる規制強化】	実効可能な人民元為替売買業務は支払い期限が3ヶ月以内のものに限るとの新たな条件が課された。
【取扱銀行に係わる規制強化】	顧客企業は域外参加銀行において人民元為替売買取引を行った後、同一銀行で関連貿易の支払をしなければならないと新たな条件が課された。








その他、域外参加銀行に人民元為替売買後の資金流動をフォローすることも義務付け、且つ新規顧客及び大口取引に対しては更に詳細な審査手続を要求している。

◆ 外債管理関連

「クロスボーダー貿易人民元決済試行管理弁法」の第21条では、「クロスボーダー貿易に係わる居住者の非居住者に対する人民元負債は、外債統計モニタリングの関係規定により暫定的に登記を行う。」と人民元建ての外債管理について規定している。「通知」により、非居住者に対する人民元負債の具体的な項目はユーザンス信用状、海外立替支払、協議支払、前受、延払等を含むことが明確となった。また、これらの人民元対外負債はクロスボーダー人民元収支情報管理システムに登記するが、現行の外債管理に含まないことを明確にした。

その他、銀行は顧客のために域外工事請負、域外プロジェクト建設およびクロスボーダー融資などに対し発行した人民元保証状、域外機構の人民元銀行決済口座の残高も現行の外債管理に含まないと明確にした。

【現行の外債管理に含まれない業務種類】

<ul style="list-style-type: none">  長期信用状  海外立替支払  協議支払  前受  延払等
<ul style="list-style-type: none">  銀行の人民元保証状業務（銀行が顧客のために域外工事請負、域外プロジェクト建設およびクロスボーダー融資などに対し人民元保証状を発行すること。）
<ul style="list-style-type: none">  域外機構の人民元銀行決済口座の残高

◆人民元建て仲介貿易

「規定」は、仲介貿易も人民元建て決済を認めているが、域内決済銀行に対し貿易真実性審査を要求している。なお、具体的な審査要求については明確にしていないうえ、別途当局に確認する必要がある。

上述のように、「通知」では個別申請段階における外商直接投資の申請手続を明確にしておき、外国投資者または外商投資企業による関連申請手続は従来より順調に進行するものと思われる。なお、これは過渡期の措置であり、今後中国人民銀行より人民元建て外商直接投資関連規定が公布された場合、関連手続が更に調整される可能性があると思われる。

また、「通知」で、域内エージェント銀行と域外参加銀行間の人民元為替売買業務への管理が強化されたことにより、域内エージェント銀行と域外参加銀行間の貿易取引以外（サービス貿易、その他経常項目及び資本項目に係わる人民元為替売買業務）の人民元為替売買業務が行えなくなる。一方で、域外参加銀行は手持ちの人民元資金を利用し、域外企業のために人民元為替売買業務を取扱うことができ、また、香港のオフショアマーケット経由で貿易取引以外の人民元為替売買業務が取扱うことができると考えられる。

クロスボーダー人民元決済試行開始から 2 年間に、関連規制緩和の政策⁵が相次ぎ打ち出されてきた。今年 3 月に人民銀行が主催したクロスボーダー人民元決済関連会議において、試行の適用範囲は国内 20 パイロット地域から全国まで拡大する等、引き続き試行拡大の方針が打ち出されており、年内にクロスボーダー人民元決済試行に係わる更なる政策調整が行われると思われる。ただし、中国国内への資金流入加速の勢いが続いていることを勘案し、政府当局は今後クロスボーダー人民元決済に係わる規制緩和、特に資本項目下の規制緩和については慎重に進める意向であるものと思われる。

関連政策の動きについて引き続きフォローして参りたい。

⁵関連政策調整の詳細は次ページの添付の参考資料(クロスボーダー人民元決済に係わる主要政策調整の一覧表)を参照ください。

以上

【参考資料：】 <クロスボーダー人民元決済に係わる主要政策調整の一覧表>

公布日	文件名	主要内容
2009 年 7 月 1 日	「クロスボーダー貿易人民元決済試行管理弁法」(中国人民銀行、財政部、商務部、税関総署、国家税務総局、中国銀行業監督管理委員会公告[2009] 第 10 号)	中国域内のパイロット地域(上海、広州、深圳、東莞、珠海)所在のパイロット企業と香港・マカオ、アセアンの企業との間に貿易決済を直接人民元で行うことを認可。
2009 年 7 月 3 日	「クロスボーダー貿易人民元決済試行管理弁法実施細則」(銀発[2009] 212 号 中国人民銀行公布)	
2010 年 6 月 17 日	「クロスボーダー貿易人民元決済試行の拡大に関する問題の通知」(銀発[2010] 186 号 中国人民銀行 財政部 商務部 税関総署 国家税務総局 銀监会連名公布)	中国域内のパイロット地域は 20 省(自治区、直轄市)まで拡大し、域外取引相手の所在国・地域に制限を撤廃し、更に取引対象をすべての経常項目まで拡大した。
2010 年 9 月 18 日	2010 年 9 月 2 日付、「域外機構の域内人民元銀行決済口座管理弁法」(銀発[2010] 249 号 中国人民銀行公布)	パイロット地域のみならず、全国範囲で域外機構の域内人民元銀行口座の開設が可能となり、法律に基づきクロスボーダー人民元業務に使用が認められた。
2011 年 1 月 6 日	「域外直接投資人民元決済試行管理弁法」(中国人民銀行公告[2010] 第 1 号 中国人民銀行公布)	許可を取得した域内機構の人民元建て域外直接投資が認められており、域外直接投資申請手続、投資利益の域内への回収、域外投資企業の増資、減資、株主譲渡、清算等関連人民元収支等について規定している。
2011 年 2 月 25 日	「外商投資管理工作の関連問題に関する通知」(商資函【2011】72 号 商務部公布)	域外投資者がクロスボーダー貿易決済または他の合法ルートで取得した人民元で対中投資(企業の新設、既存企業の増資、域内企業の合併・買収、域内企業への融資、等)を申請する際の関連手続について規定した。
2011 年 4 月 7 日	「国家外貨管理局総公司によるクロスボーダー人民元資本項目業務操作関連問題を規範化することに関する通知」(匯総発[2011] 38 号 国家外貨管理局公布)	人民元建て域外直接投資業務(ODI in RMB)(事前関連費用対外送金、域外直接投資登記)、人民元建て外商投資業務(FDI in RMB)(外商投資企業登記と変更登記、入金届出、出資検証、対外送金)、人民元建て域内企業の域外貸出業務、クロスボーダー人民元建て対外(偶発)債務(人民元建て外債と人民元建て対外担保)、クロスボーダー人民元建て証券項目下関連業務等について係わる操作関連事項を明確にした。
2011 年 6 月 8 日	「クロスボーダー人民元業務関連問題の通知」(銀発[2011] 145 号 中国人民銀行公布)	個別案件で外商直接投資の申請手続が明確、クロスボーダー人民元決済に係わる人民元為替売買業務に対して管理強化、クロスボーダー人民元決済関連業務のオペレーション事項を更に明確した。

各種関連通知に基づき、三菱東京 UFJ 銀行(中国)有限公司企画部調査課作成

以下は中国語原文と日本語仮訳である。

中国語原文	日本語仮訳
<p style="text-align: center;"> 中国人民银行 关于明确跨境人民币业务相关问题的通知 银发[2011]145 号 </p> <p> 中国人民银行上海总部，天津、沈阳、南京、济南、武汉、广州、成都分行，总行营业管理部，重庆营业管理部，呼和浩特、长春、哈尔滨、杭州、福州、南宁、海口、昆明、拉萨、乌鲁木齐中心支行，大连市、青岛市、宁波市、厦门市、深圳市中心支行，国家开发银行、各政策性银行、国有商业银行、股份制商业银行，中国邮政储蓄银行： </p> <p> 2009 年 7 月跨境贸易人民币结算试点工作启动以来，跨境人民币业务进展顺利。2010 年 6 月，跨境贸易人民币结算试点范围扩大到二十个省（区、市）。2011 年 1 月，境外直接投资人民币结算试点启动。为进一步便利银行业金融机构（以下简称银行）和企业开展业务，统一规范业务操作流程，有效推动跨境人民币结算试点工作的深入开展，根据《跨境贸易人民币结算试点管理办法》（中国人民银行 财政部 商务部 海关总署 国家税务总局 中国银行业监督管理委员会公告〔2009〕第 10 号发布）、《境外直接投资人民币结算试点管理办法》（中国人民银行公告〔2011〕第 1 号发布），现就跨境人民币业务办理有关事项通知如下： </p> <p> 一、银行可按照有关规定，通过境内代理银行、港澳人民币业务清算行或境外机构在境内开立 </p>	<p style="text-align: center;"> 中国人民銀行 クロスボーダー人民元業務関連問題 の明確化についての通知 銀発「2011」145 号 </p> <p> 中国人民銀行上海本部、天津、瀋陽、南京、濟南、武漢、広州、成都分行、総行営業管理部、重慶営業管理部、フフホト、長春、ハルピン、杭州、福州、南寧、海口、昆明、ラサ、ウルムチセンター支行、大連市、青島市、寧波市、アモイ市、深圳市中心支行、国家開発銀行、各政策性銀行、国有商業銀行、株式商業銀行、中国郵政貯蓄銀行： </p> <p> 2009 年 7 月からのクロスボーダー貿易人民元決済試行業務開始以来、クロスボーダー人民元業務は順調に進展している。2010 年 6 月には、クロスボーダー貿易人民元決済パイロット範囲を 20 省（区、市）に拡大した。2011 年 1 月には、域外直接投資人民元決済の試行がスタートした。銀行業金融機構（以下、「銀行」）と企業の業務展開の更なる利便化、業務操作プロセスの規範の統一、クロスボーダー人民元決済試行業務の一層の展開を効果的に推進するため、「クロスボーダー貿易人民元決済試行管理弁法」（中国人民銀行 財政部 商務部 税関総署 国家税務総局 中国銀行業監督管理委員会 公告「2009」第 10 号公布）、「域外直接投資人民元決済試行管理弁法」（中国人民銀行公告「2011」第 1 号公布）に基づき、クロスボーダー人民元業務取扱関連事項について以下の通り通知する： </p> <p> 一、銀行は関連規定に基づき、域内エージェント銀行、香港・マカオ人民元業務クリアリング </p>

的人民币银行结算账户办理跨境贸易、其他经常项目、境外直接投资、境外贷款业务和经中国人民银行同意的其他跨境投融资人民币结算业务。境内代理银行代理境外参加银行与境内其他银行，境内结算银行与港澳人民币业务清算行之间需通过大额支付系统办理跨境资金划转。在办理经常项下人民币资金划转时，暂使用大额支付系统汇兑支付报文（CMT100）中的“60-出口贸易结算”和“62-进口贸易结算”。在办理资本项下人民币资金划转时，暂使用大额支付系统汇兑支付报文（CMT100）中的“70-域内机构境外发行债券结算”和“71-域内机构境外发行债券兑付”。待第二代支付系统上线运行后，再按新的业务种类予以分类处理。

二、依法开展各类跨境人民币业务的银行应当首先按照《人民币跨境收付信息管理系统管理暂行办法》（银发〔2010〕79号文印发）接入人民币跨境收付信息管理系统，并应当及时、准确、完整地向人民币跨境收付信息管理系统报送所有人民币资金跨境收付信息及有关业务信息。银行未接入人民币跨境收付信息管理系统即开展跨境人民币业务或者未按照规定报送信息的，中国人民银行可通报批评；情节严重的，可停止其继续办理跨境人民币业务。

銀行もしくは域外機構が域内に開設した人民元銀行決済口座を通じ、クロスボーダー貿易取引、その他經常項目、域外直接投資、域外貸出業務および中国人民銀行が同意したその他クロスボーダー投融資人民元決済業務を行うことができる。域内エージェント銀行が域外参加銀行およびその他の銀行を代理して、域内決済銀行および香港・マカオ人民元業務クリアリング銀行と間で行うクロスボーダー資金の振替は、大口支払システムを通じて行う必要がある。經常項目での人民元資金振替時は、暫定的に大口支払システム為替支払報告電文（CMT100）の中の「60-輸出貿易決済」と「62-輸入貿易決済」を使用する。資本項目での人民元資金振替時は、暫定的に大口支払システム為替支払報告電文（CMT100）の中の「70-域内機構域外発行債券決済」と「71-域内機構域外発行債券引出」を使用する。第2世代の支払システムのリリースを待って、再度新たな業務種類に基づき分類処理する。

二、法に基づき、各種クロスボーダー人民元業務を展開している銀行は、先ず「人民元クロスボーダー収支情報管理システム管理暫定弁法」（銀発「2010」79号文印発）に基づき、人民元クロスボーダー収支情報管理システムにアクセスの上、遅滞なく人民元クロスボーダー収支情報管理システムに、正確且つ完全な人民元資金クロスボーダー収支情報及び関連業務情報のすべてを登録すること。銀行が人民元クロスボーダー収支情報管理システムにアクセスせずにクロスボーダー人民元業務を展開している、もしくは規定通りに情報を報告送信しない場合には、中国人民銀行は違法事案を公表でき、事情が深刻な場合、クロスボーダー人民元業務取扱の継続を停止させることができる。

三、本通知下发之日起三个月内，银行根据毗邻国家中央银行与中国人民银行签订的双边本币结算协定为境外银行开立的人民币账户，应当按照《跨境贸易人民币结算试点管理办法》转为人民币同业往来账户。在未转为人民币同业往来账户前，上述账户与境内结算银行进行的人民币资金往来，属于跨境人民币结算业务，应当参照境内代理银行的信息报送规则向人民币跨境收付信息管理系统报送有关信息。上述账户在规定期限内未转为人民币同业往来账户的，不得再用于办理跨境人民币结算业务。

四、境内企业进口支付的人民币不得在境外（含香港）直接购汇后支付给境外出口商。境内结算银行不得提供此种人民币结算服务。

五、《跨境贸易人民币结算试点管理办法》第二十一条所规定的跨境贸易人民币结算项下涉及的居民对非居民的人民币负债，包括与跨境贸易人民币结算相关的远期信用证、海外代付、协议付款、预收延付等。上述人民币对外负债在人民币跨境收付信息管理系统中办理登记，不纳入现行外债管理。

六、银行可以按照《中华人民共和国物权法》、《中华人民共和国担保法》等法律规定，为客户出具境外工程承包、境外项目建设和跨境融资等人民

三、本通知の示達日から 3 ヶ月以内に、銀行は、隣国中央銀行と中国人民銀行が締結した通貨スワップ協定に基づき域外銀行のために開設した人民元口座について、「クロスボーダー貿易人民元決済試行管理弁法」に基づき人民元ノストロ口座に転換しなければならない。当該口座の人民元ノストロ口座転換前に、上述口座と域内セトルメント銀行が行う人民元資金取引は、クロスボーダー人民元決済業務に属するものとして、境内エージェント銀行の情報報告規則を参照し、クロスボーダー人民元収支情報管理システムを通じて関連情報を報告しなければならない。上述口座が規定する期限内に人民元ノストロ口座に転換しなかった場合には、クロスボーダー人民元決済業務の実施に利用してはならない。

四、域内企業が輸入支払で利用する人民元は、域外（香港を含む）で直接購入して域外の輸出企業に支払ってはならない。域内セトルメント銀行はこのような人民元決済業務を提供してはならない。

五、「クロスボーダー貿易人民元決済試行管理弁法」第二十一条で規定されたクロスボーダー貿易人民元決済項目下での居住者の非居住者に対する人民元負債には、クロスボーダー貿易人民元決済に関するユーザンス信用状、海外立替支払、協議支払、前受、延払などを含む。上述の人民元対外負債は、人民元クロスボーダー収支情報管理システムに登録するが、現行の外債管理には含まない。

六、銀行は「中華人民共和國物権法」、「中華人民共和國担保法」など法律規定に基づき、顧客のために域外工事請負、域外プロジェクト建設

<p>币保函。银行的人民币保函业务不纳入现行外债管理，但应当向人民币跨境收付信息管理系统报送保函及履约信息。</p> <p>七、境外机构人民币银行结算账户余额不纳入现行外债管理。</p> <p>八、转口贸易可以使用人民币进行结算，境内结算银行在办理相关人民币结算业务时要履行贸易真实性审核义务。</p> <p>九、企业在实际发生人民币款项收付后退（赔）款的，银行可以在审核相关证明材料后为企业办理对外收付，但退（赔）款金额一般不得超过原收/付款金额。</p> <p>十、外币报关人民币结算，银行应当按照跨境贸易人民币结算试点的有关规定办理，企业应当向银行提供报关单号、报关金额等信息，由银行向人民币跨境收付信息管理系统报送有关信息。</p> <p>十一、银行开展人民币购售业务限于货物贸易项下的跨境人民币结算需求，境内代理银行应当要求境外参加银行加强对客户购售需求的真实性审核。</p>	<p>およびクロスボーダー融資など対し人民币保証状を発行することができる。銀行の人民币保証状業務は、現行の外債管理には含まないが、人民币クロスボーダー収支情報管理システムへ保証状および履行の情報を報告しなければならない。</p> <p>七、域外機関の人民币銀行決済口座の残高は現行の外債管理には含まない。</p> <p>八、中継貿易は人民币を利用して決済することができるが、域内セトルメント銀行は関連する人民币決済業務を行う際には、貿易の真実性審査義務を履行しなければならない。</p> <p>九、企業において人民币建ての受取・支払後に返金（賠償金）が実際に発生した場合、銀行は関連の証明資料を審査した上で、当該企業のために対外受取・支払業務を行うことができるが、一般に返金（賠償金）の金額は原取引の受取・送金の金額を超過してはならない。</p> <p>十、外貨通関の人民币決済について、銀行はクロスボーダー貿易人民币決済試行の関連規定に基づき処理をしなければならない。企業は銀行に対し、通関書番号、通関金額等の情報を提供し、銀行は関連情報を人民币クロスボーダー収支情報管理システムに報告送付しなければならない。</p> <p>十一、銀行は貨物貿易項目下のクロスボーダー人民币決済ニーズに対してのみ、人民币為替売買業務を展開することができる。域内エージェント銀行は域外参加銀行に、顧客に対する人民币為替買ニーズの真実性審査強化について要求しなければならない。</p>
---	---

十二、境内代理銀行与境外参加銀行签订的人民币代理结算协议中应当至少明确境外参加銀行的以下义务：一是境外参加銀行只可为域内企业作为收款/付款方的贸易项目办理人民币购售业务，不能办理与域内企业无直接贸易往来支付的人民币购售业务；二是境外参加銀行只可为在三个月内具有真实贸易支付需要的企业客户办理人民币购售业务；三是企业客户在境外参加銀行办理人民币购售后，必须在同一家銀行完成购售相关的贸易支付；四是境外参加銀行应当追踪客户购售人民币后的资金流向，对新客户及金额较大的交易作更详细的审核，并应当注意监测异常交易。

十三、銀行应当以法人为单位按月向人民币跨境收付信息管理系统报送境外个人在境内开立的人民币存款账户汇总余额，及分省（区、市）信息，报送时需分为活期存款、定期存款、定活两便存款、通知存款、协议存款、协定存款、保证金存款、结构性存款等 8 类科目。

十四、外商直接投資人民币結算業務目前处于个案试点阶段。为确保相关业务稳妥有序开展，防范热钱流入，目前，人民币外商直接投資業務试点对国家限制类和重点调控类项目暂不受理。为在试点期间规范外国投資者以合法获得的人民币来华投資，包括用于新设立企业出資、并购境内企业（不含返程并购）、股权转让以及对现有企业进行增資、提供股東貸款，非金融类外商直接投資人民币結算業務按照以下工作流程开展：

十二、域内エージェント銀行と域外参加銀行が締結した人民币決済代理契約では、少なくとも域外参加銀行に対し、以下の義務を明確にしなければならない：①域外参加銀行は域内企業を受取・支払先とする貿易項目についてのみ、人民币を替売買業務を行うことができ、域内企業と直接貿易取引のない支払の人民币を替売買業務を行うことはできない。②域外参加銀行は三ヶ月以内に具体的に貿易支払いの需要のある企業顧客に対してのみ、人民币を替売買業務を行うことができる。③企業顧客は、域外参加銀行で人民币を替後、必ず同一の銀行にて為替売買に関する貿易の支払いを行わなければならない。④域外参加銀行は顧客が人民币を替売買を行った後の資金フローを追跡し、新規顧客や金額が比較的大きい取引に対してはより詳細な審査を行い、異常取引に対して注意を払いモニタリングを行わなければならない。

十三、銀行は法人単位で、月毎に人民币クロスボーダー収支情報管理システムに対して、域外個人が域内で開設した人民币預金口座残高、および省（区、市）毎の情報を報告しなければならない。報告時には普通預金、通知預金、定期普通両便預金、協議預金、協定預金、保証金預金、仕組預金等 8 種類の科目に分類しなければならない。

十四、外商直接投資人民币決済業務は、現在個別案件試行段階にある。関連業務の安定的な展開を確保し、ホットマネー流入を抑制するため、現時点では、国家制限類と重点コントロール類項目に対しては、人民币外商直接投資業務の試行は暫定的に受理しない。試行期間に外国投資者が合法的に取得した人民币で投資すること（新規企業設立投資、域内企業買収（逆買収を含まない）、持分譲渡及び既存企業の増資、

<p>(一) 外国投资者或境内外商投资企业的境内结算银行应当向当地中国人民银行副省级城市中心支行以上分支机构提交个案试点书面申请以及商务主管部门的批准文件或批准证书;</p> <p>(二) 中国人民银行副省级城市中心支行以上分支机构受理境内结算银行的业务申请后, 经审核同意的, 上报中国人民银行总行;</p> <p>(三) 中国人民银行总行将召开人民币跨境投融资业务个案试点审议会议, 对个案试点项目进行集中审议;</p> <p>(四) 对予以同意的个案申请, 中国人民银行总行将批复中国人民银行副省级城市中心支行以上分支机构, 然后由中国人民银行副省级城市中心支行以上分支机构向境内结算银行出具人民币跨境投融资业务备案通知书;</p> <p>(五) 境内结算银行凭备案通知书为外国投资者或境内外商投资企业开立人民币银行结算账户并办理有关人民币资金的跨境结算;</p> <p>(六) 境内结算银行必须严格按照中国人民银行总行的批复, 监督并记录人民币资金在境内的使用, 确保其在经批准的经营范围內使用。</p> <p>请中国人民银行上海总部, 天津、沈阳、南京、</p>	<p>親子ローンの提供、非金融類外商直接投資人民元決済業務を含む) を規範化するため、以下の業務手続の通り行う。</p> <p>(一) 外国投資者または外商投資企業の域内決済銀行は、現地の人民銀行副省級都市中心支行以上の分支機構に個別試行案件の書面申請、商務主管部門の審査認可書類または審査認可証書を提出しなければならない。</p> <p>(二) 中国人民銀行副省級都市中心支行以上の分支機構が域内セトルメント銀行の業務申請を受領後、審査認可を経て同意する場合、中国人民銀行総行に報告する。</p> <p>(三) 中国人民銀行総行は、人民元クロスボーダー投融资業務の個別試行案件審議会を開催し、個別試行案件に対し集中審議を行う。</p> <p>(四) 同意をした個別案件に対しては、中国人民銀行総行は審査結果を中国人民銀行副省級都市中心支行以上の分支機構に回答、中国人民銀行副省級都市中心支行以上の分支機構より域内決済銀行に人民元クロスボーダー人民元決済投融资業務備案通知書を発行する。</p> <p>(五) 域内セトルメント銀行は備案通知書に基づき外国投資者または域内外商投資企業のために人民元銀行決済口座を開設し、関連する人民元資金のクロスボーダー決済を行う。</p> <p>(六) 域内セトルメント銀行は中国人民銀行総行の認可に基づき、人民元資金の域内での使用を監督・記録し、認可された経営範囲内での使用を確認しなければならない。</p> <p>中国人民銀行上海本部、天津、瀋陽、南京、濟</p>
--	---

<p>济南、武汉、广州、成都分行, 总行营业管理部、重庆营业管理部, 呼和浩特、长春、哈尔滨、杭州、福州、南宁、海口、昆明、拉萨、乌鲁木齐中心支行, 大连市、青岛市、宁波市、厦门市、深圳市中心支行将本通知转发至辖区内中国人民银行各分支机构、城市商业银行、外资银行及其他开办跨境人民币业务的银行。</p> <p>二〇一一年六月三日</p> <p>主题词：人民币业务通知 中国人民银行办公厅 2011 年 6 月 8 日印发</p>	<p>南、武漢、広州、成都分行、本店営業管理部、重慶営業管理部、フフホト、長春、ハルピン、杭州、福州、南寧、海口、昆明、ラサ、ウルムチ中心支行、大連市、青島市、寧波市、アモイ市、深圳市中心支行は本通知を管轄内の中国人民銀行分支機構、都市商業銀行、外資銀行及びその他のクロスボーダー人民元業務を展開している銀行に転送のこと。</p> <p>二〇一一年六月三日</p> <p>キーワード：人民元業務通知 中国人民銀行弁公庁 2011 年 6 月 8 日印刷</p>
--	--

【日本語仮訳：三菱東京 UFJ 銀行(中国)有限公司企画部調査課】

- ☞ 弊行が行った日本語仮訳はあくまでも参考に過ぎず、中国語原文が基準となりますので、ご注意ください。
- ☞ 当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全てお客様御自身でご判断くださいますよう、宜しく願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、本店はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。
- ☞ 当資料は銀行の関連業務に係わる事務案内ではなく、具体的な銀行の関連業務手続等についてお取扱銀行までお問い合わせください。
- ☞ 当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

三菱東京UFJ銀行(中国)有限公司企画部調査課

北京チーム：北京市朝陽区東三環北路 5 号北京發展大厦 4 階 照会先：邢燕燕 TEL010-6590-8888 ext. 233
上海チーム：上海市浦東新区陸家嘴環路 1233 号匯亜大厦 20 階 照会先：張亜秋 TEL021-6888-1666 ext. 4250
丁海聡 TEL021-6888-1666 ext. 4255